

尖閣諸島の防衛に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十六日

浜田和幸

参議院議長 西岡武夫殿

尖閣諸島の防衛に関する質問主意書

平成二十三年一月六日の前原誠司外務大臣とヒラリー・クリントン米國務長官との会談において、尖閣諸島が日米安全保障条約の適用対象だと再確認された。

そこで以下のとおり質問する。

一 アメリカ政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であるという日本政府の立場を支持しているのか否かについて明らかにされたい。

二 平成十七年にアメリカ政府との間で取り決められた「日米同盟…未来のための変革と再編」では「日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。」とされている。そうすると、外国勢力が尖閣諸島に攻撃を加えた場合、かかる攻撃に対応するのは専ら自衛隊になるのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

